

○警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（IV・V） 新旧対照表

新	旧
警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領	警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領
制定 令和3年 3月15日 一部改正 令和4年10月18日 一部改正 令和5年 8月23日 <u>一部改正 令和6年 9月27日</u>	制定 令和3年 3月15日 一部改正 令和4年10月18日 一部改正 令和5年 8月23日
第1 趣旨 (略)	第1 趣旨 (略)
第2 要件 (略)	第2 要件 (略)
第3 補助金の算定 (1) 補助対象経費 (略) (2) 補助金額の算定 (略) (3) 補助基準額 <u>要綱別表2の補助基準額について、その他経費は以下のとおりとする。</u> <u>その他経費 3,497千円</u> 人件費は次のとおりとし、1時間を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに、以下の時間給に2分の1を乗じた額を加算する。 なお、在宅医療等を提供する場合は、患者における診療事業を対象とする。	第3 補助金の算定 (1) 補助対象経費 (略) (2) 補助金額の算定 (略) (3) 補助基準額 _____ 人件費は次のとおりとし、1時間を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに、以下の時間給に2分の1を乗じた額を加算する。 なお、在宅医療等を提供する場合は、患者における診療事業を対象とする。
ア 医師 時給額10,100円 イ 歯科医師 時給額 <u>4,800円</u> ウ 看護師 時給額 <u>2,900円</u> エ 薬剤師 時給額2,900円 オ 理学療法士 時給額2,900円 カ 上記以外(※) 時給額 <u>2,400円</u> ※ 「上記以外」には、栄養士、保健師等を含む。 ※ 患者送迎等を行う場合は、職種に関わらずに「上記以外」の時給	ア 医師 時給額10,100円 イ 歯科医師 時給額 <u>4,500円</u> ウ 看護師 時給額 <u>2,800円</u> エ 薬剤師 時給額2,900円 オ 理学療法士 時給額2,900円 カ 上記以外(※) 時給額 <u>2,500円</u> ※ 「上記以外」には、栄養士、保健師等を含む。 ※ 患者送迎等を行う場合は、職種に関わらずに「上記以外」の時給

○警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅳ・Ⅴ） 新旧対照表

<p>単価とする。</p> <p>第4 交付申請書の提出 (略)</p> <p>第5 実績報告 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年9月27日から施行し、改正後の要領の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>単価とする。</p> <p>第4 交付申請書の提出 (略)</p> <p>第5 実績報告 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	--